改正後全文

厚生労働省発障0825第1号 平成21年8月25日 第1次改正 平 成 2 2 年 5 月 1 9 日 厚生労働省発障0519第1号 第2次改正 平 成 2 3 年 1 月 5 日 厚生労働省発障0105第1号 第3次改正 平 成 2 3 年 6 月 16 日 厚生労働省発障0616第2号 第4次改正 平 成 2 4 年 2 月 3 日 厚生労働省発障0203第7号 第5次改正 平 成 2 4 年 8 月 8 日 厚生労働省発障0808第11号 第6次改正 平 成 2 5 年 8 月 9 日 厚生労働省発障0809第1号 第7次改正 平 成 2 6 年 2 月 13 日 厚生労働省発障0213第2号 第8次改正 平 成 2 6 年 3 月 31 日 厚生労働省発障0331第7号 第9次改正 平 成 2 6 年 12 月 2 日 厚生労働省発障1202第4号 第10次改正 平 成 2 7 年 6 月 16 日 厚生労働省発障0616第5号

都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 一部事務組合の管理者 殿 広域連合の長 民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援 事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成21年8 月25日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、 一部事務組合及び広域連合を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。

(通 則)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「法」という。)第95条第2項に基づく国庫補助金及び障害者総合支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年等66号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 地域生活支援事業費補助金

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村(指定都市、中核市、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する法人をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。)が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

- (2) 障害者総合支援事業費補助金
 - ① 障害者自立支援機器等開発促進事業
 - ア 平成22年4月16日障発0416第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 長通知の別添「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき、「支援機器 開発機関」(以下「開発機関」という。)が行う事業
 - イ 平成26年9月30日障発0930第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促進事業(シーズ・ニーズマッチング強化 事業)実施要綱」に基づき、「民間事業者等」が行う事業
 - ② 工賃向上計画支援事業 平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 通知の別紙「工賃向上計画支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業
 - ③ 障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業) 平成14年5月7日職高発第0507004号、障発第0507003号厚生労働省職業安定局 高齢・障害者雇用対策部長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知の別紙3「障 害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に基づき、都道府

県が行う事業

④ 就労移行等連携調整事業

平成27年4月9日障発0409第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「就労移行等連携調整事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

⑤ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知の別紙「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施要綱」に基づ き、都道府県が行う事業

⑥ 不服審查会経費

法第97条第1項の規定に基づく審査請求で、法第98条第1項により都道府県が障害者介護給付費等不服審査会を運営する際の必要な事務経費及び児童福祉法第56条の5の5第1項の規定に基づく審査請求で、同法第56条の5の5第2項において読み替えて準用する法第98条第1項により都道府県が障害児通所給付費等不服審査会を運営する際の必要な事務経費

⑦ 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

平成27年4月9日障発0409第10号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知の別紙「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」に基づき、都 道府県又は市町村が行う事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 3の(1)の事業
 - ① 都道府県及び市町村が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

- ② 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
 - ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額とを比較して少ない方 の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
地域生活支援事業費補助金	地域支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費[謝金]、旅費、需用費(消耗品費、改造費、燃料費、食糧費[会議費]、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等([]]内は、公益法人等事業における対象経費名である。)	<u>5 0</u> 1 0 0
障合業金管支費	障自援等促業 者支器発事	1. 障害者自立支援機器等開発促進 事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	「障害者自立支援機器等開発促進事業」の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費	1/2
		2. 障害者自立支援機器等開発促進 事業 (シーズ・ニーズマッチン グ強化事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	「障害者自立支援機器等開発促進事業 (シーズ・ニーズマッチング強化事業)」の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費	1010
	工上支業負制援費	1. 基本事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援事業(基本事業)の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料(改造費))、会議費、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料並びに使用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
		2. 特別事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援事業(特別事業)の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料(改造費))、会議費、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料並びに使用料及び賃借料	1010
	障就活セー(支事 害業・支ン事生援業)	1 か所当たり年額 4,709 千円	障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
	就 労 移 連 整 事業	1 か所当たり年額 4,709千円	就労移行等連携調整事業において必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2

重問等用に市支業度介の促係町援助護利進る村事	人口30万人未満の市町村(政令指定都市、中核市及び特別区を除く。)に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認める額	平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支接給付費国庫負担金交付要綱」別表1の第2欄に定める種目「1障害福祉サービス費等」における第4欄に定める対象経費「1当該介護給付費等の支給に要した費用」	1/2
不 査 費	厚生労働大臣が必要と認めた額	法及び児童福祉法の規定に基づき、都道府県が障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会を運営する際に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料並びに使用料及び賃借料	1/2
地活拠整進ル域支点備モ業生援等推デ	厚生労働大臣が必要と認めた額	「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」の 実施に必要な賃金、共済費、謝金、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費及び光 熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及 び広告料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品 購入費	$\frac{1}{2}$

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額 の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 都道府県及び市町村が行う事業の場合
 - ① 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。 ア 事業に要する経費の各種目間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - イ 区分地域生活支援事業費補助金と区分障害者総合支援事業費補助金の 経費の配分の変更はしてはならないものとする。
 - ② 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ③ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ④ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - ⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - ⑥ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - ⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後に おいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運 営を図らなければならない。
 - ⑧ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式 2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - ⑨ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後

5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は 効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間 を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生 労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管してお かなければならない。

- ⑩ 都道府県及び市町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の 交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞な く間接補助事業者に交付しなければならない。
- ① 都道府県又は市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア ①から⑧までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあっては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「別紙様式2」とあるのは「別紙様式2に準じた様式」と、⑤中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

市町村にあっては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「別紙様式2」とあるのは、「別紙様式2に準じた様式」と、⑤中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

- イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- ② ①により付した条件に基づき、都道府県知事又は市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- ③ 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (2) 開発機関が行う事業 (3の(2)①アの事業に限る。) の場合
 - ① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ 使用しなければならない。

- ② 開発機関は、開発事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)の研究に関係する指針等を遵守しなければならない。
- ③ 開発事業に要する経費の配分の変更(直接開発費(委託費を除いた対象 経費の総称)と委託費の間の配分変更をいい、それぞれの経費の増減額が 変更前の当該経費の額に0.2を乗じた額を超えない場合を除く。)をし ようとする場合には、申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を厚 生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- ④ 申請書の内容のうち開発事業の実施計画(当該事業の目的及び効率的な 実施に関係のない軽微な変更を除く。)を変更しようとする場合には、申 請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、そ の承認を受けなければならない。
- ⑤ 開発事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑥ 開発機関が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上事業が遂行できなくなる場合には、④の事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に 提出し、その承認を受けなければならない。
- ⑦ 開発機関の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働 大臣に届け出なければならない。
- ⑧ 開発事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- ⑨ 開発事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑩ 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ① 開発事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- ② 開発事業に従事する者がこの補助金による開発の成果によって、相当の 収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当 する金額を国庫に納付させることがある。
- ③ 開発事業に従事する者が開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行

わなければならない。

④ 開発事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、開発機関が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、 一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又 は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本 部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ⑤ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (3) 民間事業者等が行う事業 (3の(2)①イの事業に限る。) の場合
 - ① 事業に要する経費の配分の変更(直接経費(委託費を除いた対象経費の総称)と委託費の間の配分変更をいい、それぞれの経費の増減額が変更前の当該経費の額に0.2を乗じた額を超えない場合を除く。)をしようとする場合には、申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ② 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ③ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ④ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - ⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、 器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別 に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補 助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供 し、又は廃棄してはならない。
 - ⑥ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後に おいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運 営を図らなければならない。
- ⑧ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、民間事業者等が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支 社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本 部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合 は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

⑨ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び民間事業者等の長(3の(2)①アの事業を行う開発機関の長を含む。以下同じ)は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

この場合において、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び民間事業者等の長にあっては7の(1)の規定中「別紙様式3」とあるのは「別紙様式5」と、市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長にあっては7の(2)の規定中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式6」と、読み替えるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(2)又は8による交付申請書が到達した日から 起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚 生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以 内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(1)及び8による交付申請 書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(変更の 決定を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定があったときは、 市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。) の長に対し、別紙様式7、別紙様式8、又は別紙様式9により速やかに交付決 定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び民間事業者等の長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(1)の③、(2)の⑧又は(3)の③により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (2) 市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長は、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長に対して、別紙様式12により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。